

令和2年第1回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和2年3月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和2年3月11日

4. 出席議員（16名）

1番 水原耕一	2番 福垣内邦治
3番 光本一也	4番 中島数宜
5番 尺田耕平	6番 竹爪憲吾
7番 諏訪本光	8番 沖田ゆかり
9番 片川学	10番 時光良造
11番 民法正則	12番 荒瀧穂積
13番 山吹富邦	14番 山野千佳子
15番 中原裕侑	16番 大瀬戸宏樹

5. 欠席委員（0名）

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
民生部長	時光良弘
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
建設部技術担当部長	林武史

総務部次長	堀野辰夫
民生部次長	西岡隆司
建設部次長	堂森憲治
建設部技術次長	桑垣誠
教育部次長	隼田雅治
財務課長	桐木和義
危機管理課長	花岡秀城
地域振興課長	西川伸一郎
税務課長	須賀雅彦
高齢者支援課長	西村ゆり
住民課長	立花太郎
子育て・健康推進課長	佛圓至裕
生活環境課長	宗像雅充
都市整備課長	福嶋春樹
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	榎並正和
会計課長	穂坂俊彦

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 西村隆雄 |
| 議会事務局書記 | 永谷望  |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第2号）

開会宣告

- 日程第 1 議案第10号 重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第11号 熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第12号 コーポラス熊野設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案について

- 日程第 4 議案第 1 3 号 熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 1 4 号 熊野町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 1 5 号 熊野町生活指導員条例を廃止する条例案について
- 日程第 7 議案第 1 6 号 呉地大池災害復旧工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第 1 7 号 町道の路線認定について
- 日程第 9 議案第 1 8 号 町道の路線変更について
- 日程第 1 0 議案第 1 9 号 熊野町指定金融機関の指定について
- 日程第 1 1 議案第 2 0 号 熊野町副町長の選任の同意について
- 日程第 1 2 議案第 2 1 号 熊野町監査委員の選任の同意について
- 日程第 1 3 議案第 2 2 号 令和元年度熊野町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 令和元年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 令和元年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 令和元年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 8 議案第 2 7 号 令和元年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 9 議案第 2 8 号 令和 2 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 2 0 議案第 2 9 号 令和 2 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 3 0 号 令和 2 年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 3 1 号 令和 2 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 令和 2 年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 令和 2 年度熊野町上水道事業会計予算について
- 日程第 2 5 発議第 3 4 号 熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例案について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長(大瀬戸) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第1、議案第10号、重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第10号、重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和2年4月1日付で県の福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されることに伴い、関係する条例に所要の変更を行うものがございます。

主な改正内容といたしましては、身体障害者手帳を所持する人工呼吸器と装着者に係る福祉医療費の支給について、所得制限の緩和措置を講ずるものがございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番(光本) 町内に人工呼吸器等装着者は何人おられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長(西岡) 今、現在、町内で人工呼吸器装着者が何人いらっしゃるかというのは把握できておりません。

今回の県の条例の改正でございますが、昨年6月に広島県の定例議会、一般質問にお

きまして、医療的ケア児などの重度の子供を扶養する世帯の重度医療の経済的な負担が大きいのではないかと、検討すべきという御質問がございました。それに伴いまして、広島県において重度心身障害者医療費助成事業、所得制限を超えた世帯のうち、人工呼吸器等の装着者におきまして、著しく医療費の負担が大きいということが判明したということでございます。

これに伴いまして、広島県の福祉医療費、公費負担事業費補助金交付要綱が一部改正されました。これに伴いまして、今回、町の重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正するものでございます。

従来、重度心身障害者医療費の所得制限でございますが、障害者本人のみ世帯でございますと、所得金額159万5,000円、障害者を扶養する世帯、所得金額628万7,000円を超える世帯におきましては、重度医療の制度が適用できないというものでございました。今回、所得制限を超える世帯においても人工呼吸器等を常時、日常的に装着される方については、重度心身障害者の医療費の適用が可能になるというものでございまして、熊野町におきましては、心身障害者手帳1級で肢体不自由体幹の方が1名、心臓機能障害の方が7名、呼吸器機能障害の方が1名、所得制限を超えていらっしゃる方がいらっしゃいますが、この方が全員、人工呼吸器を常に装着されている状態かどうかというのは把握できませんので、本条例議決後に申請勧奨を行っていくこととしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第2、議案第11号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第11号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、「出来庭二丁目・三丁目地区」地区計画の変更に伴う所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部技術次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術次長（桑垣） それでは、議案第11号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料39ページの資料14、出来庭二丁目・三丁目地区計画位置図をごらんください。

令和元年11月全員協議会で御報告させていただきました、熊野町地区計画「出来庭二丁目・三丁目地区」について、令和2年1月28日に熊野町都市計画審議会を実施し、令和2年2月3日に熊野町都市計画の変更を告示いたしました。

このたびの地区計画の変更に合わせるため、資料の41ページから48ページまでの本条例の別表第2の1の表にある建築制限の内容を改正するものでございます。

それでは、戻りまして、資料39ページの地区計画の位置図をごらんください。この位置図により地区計画の変更内容について御説明いたします。

濃い灰色で着色をしている区域は、市街化調整区域であり、大型商業施設の出店を計画していることから、現行地区計画区域の拡大を行い、建築制限の内容を新たに設定した区域でございます。

続きまして、白抜きをしている区域は、市街化区域に編入され、用途地域を指定したことから建築制限の内容の一部を削除する区域でございます。

建築制限の内容につきましては、建築物の用途の制限、容積率、建蔽率、敷地面積の最低限度、高さの最高限度などを定めております。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

説明は、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第3、議案第12号、コーポラス熊野設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第12号、コーポラス熊野設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、公営住宅への入居手続に必要な連帯保証人を不要とする所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部技術次長に説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

〇建設部技術次長（桑垣） 議案第12号、コーポラス熊野設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案の詳細につきまして御説明申し上げます。

今回の改正では、コーポラス熊野と熊野町営住宅の2つの公営住宅の設置及び管理に関する条例を改正するものでございます。

資料49ページ、資料15、新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、本条例に定めている入居手続に必要な連帯保証人を不要とするため、コーポラス熊野においては、現行の第11条第1項第1号と同条第3項、続いて次ページ50ページの熊野町営住宅については、第13条第1項第1号及び同条第3項の連帯保証人を求める事項を削除するものでございます。

改正の背景といたしましては、近年、社会的孤立に陥りやすい身寄りのない単身高齢者等が増加していることなども踏まえると、今後、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念されております。

このような状況を踏まえ、国が公営住宅に関する技術的指針である公営住宅管理標準条例（案）の保証人を求める規定を削除いたしました。

また、県や市町の公営住宅においても、実際に連帯保証人が確保できないとして、入居をお断りする事例が発生しております。

これらの状況を鑑み、本町では、公営住宅本来の目的である、住宅に困窮する低額所得者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実に資する観点から、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないように、このたび、保証人を不要とする条例改正を行うものです。

なお、本町内にごございます県営住宅の入居手続においても、同様に保証人を不要とする条例改正を県が2月議会で提案いたしております。

本条例の施行日は、令和2年4月1日といたします。

説明は、以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。



沖田議員。

〇8番（沖田） 今、御説明にありましたように、保証人を立てることができない方、高齢者ということなんですけれども、こういった方たちにどういう形で周知をされていくのかお伺いいたします。

〇議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

〇建設部技術次長（桑垣） 高齢者等への周知方法ということでございますが、今、公営住宅についてはパンフレット等で周知したり、ホームページで入居条件について周知しております。また、今後は、広報誌等を通じて、今回議決いただければ保証人が要らないということを周知して、誰もが入居できるような保証人を確保できないことで入居できないような状態をなくすということで、そこを理解して対応していきたいと思っています。

熊野町においても、町営住宅の入居を申し込むときに、実際、保証人の規定があるということで辞退されているということもございます。また、県のほうにおいても、県営住宅に当選したにもかかわらず、連帯保証人が確保できないため入居を辞退する事例もありますので、そこら辺はしっかり周知して対応していきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） ほかにありませんか。

片川議員。

〇9番（片川） 今、高齢者、そして低所得者の救済が目的のようにおっしゃったんですが、通常よりよく相談されるのですが、救済の割には家賃が高いですね。結構家賃が高いと思うんです。この家賃を下げるということは考えとってないですか。

〇議長（大瀬戸） 林建設部技術担当部長。

〇建設部技術担当部長（林） 公営住宅の家賃でございますが、これは公営住宅法の中で、

家賃の計算方法というのが決まっております、これは変えるということはなかなかできないということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第4、議案第13号、熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第13号、熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されたことから、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（寺垣内） 議案第13号、熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

初めに、改正の経緯でございますが、指定給水装置工事事業者、いわゆる指定工事店の資質の維持、向上や、指定を受けたときと現在の実態との乖離の防止を図ることを目的として、水道法の一部改正が行われ、指定給水装置工事事業者制度の指定については、従来の無期限から5年間の更新制度が導入されました。これを受け、指定の更新及び指定更新手数料の徴収について規定するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容ですが、給水装置工事を施工するものとして、指定の更新を受けたものを新たに追加するとともに、指定更新手数料については、更新事務にかかる経費などより試算し、また近隣市町の状況や既に指定工事更新制度が導入されています本町の下水道の指定排水設備工事店の指定更新手数料を参考にした結果、1件につき4,000円と定めるものでございます。

施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第5、議案第14号、熊野町上水道事業の設置に関する

条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第14号、熊野町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、本条例における引用条項にずれが生じることから、改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第14号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第6、議案第15号、熊野町生活指導員条例を廃止する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第15号、熊野町生活指導員条例を廃止する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、現在、民生委員に委嘱している熊野町生活指導員の職を、

令和2年4月1日をもって廃止するものでございます。

詳細につきましては、民生部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） 議案第15号、熊野町生活指導員条例を廃止する条例案の詳細について御説明申し上げます。

民生委員が国及び県から委嘱されているのに対し、生活指導員は、熊野町の特別職非常勤職員として、町から独自に委嘱を行っています。

このたびの生活指導員の職の廃止の経緯としましては、令和元年12月議会において、令和2年4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う、本町の特別職の職員の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により、生活指導員が特別職の非常勤職員から削除されたことを受け、生活指導員の職自体の見直しを行ったものでございます。

なお、今まで支給しておりました生活指導員の報酬につきましては、来年度から報償費として支給する予定でございます。また報償費の額についても、近隣市町の状況や近年の民生委員の活動負担増を鑑み、月額9,000円から1万円に増額する予定でございます。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第15号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第7、議案第16号、呉地大池災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第16号、呉地大池災害復旧工事請負契約の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和元年議案第41号において、御承認いただきました呉地大池災害復旧工事の請負契約につきまして、土砂及び流木の撤去量の減等により請負金額を変更するものでございます。

請負金額について500万円を超える減額が生じるため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第16号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第 8、議案第 17 号、町道の路線認定についてを議題と  
します。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第 17 号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げ
ます。

町道の路線認定につきましては、阿土 2 号線外 7 路線を道路法の規定に基づき、町道
として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部技術次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術次長（桑垣） 議案第 17 号、町道の路線認定につきまして、お手元の資料
55 ページからの資料 18 により御説明申し上げます。

場所につきましては、55 ページに、町道認定路線表及び位置図を、また、各路線の
詳細につきましては、57 ページから 70 ページまでに詳細図、及び地番図を添付し
ておりますので、御参照ください。

今回認定する道路につきましては建築基準法に基づく位置指定道路及び開発許可など
に基づき新設された道路を路線認定するものであり、既に寄附を受け現状として宅地
化されているものでございます。

それでは、55 ページに戻りまして資料上段の認定路線表をごらんください。

まず、1 番の路線番号 716、阿土 2 号線です。延長は 55.0 メートルで、幅員は
4.8 メートルから 7.1 メートルです。起点は、平谷三丁目 466 番 6 地先、終点が
466 番 12 地先です。

次に、2 番の路線番号 717、荒金 2 号線です。延長は 37.0 メートルで、幅員は
4.5 メートルから 9.1 メートルです。起点は、萩原六丁目 5779 番 6 地先、終点
が 5779 番 10 地先でございます。

続きまして、3 番の路線番号 718、木綿地 3 号線です。延長 264.6 メートル、
幅員 6.0 メートルから 13.7 メートルで、起点は、川角一丁目 613 番 1 地先、終

点は、567番5地先です。

次に4番、路線番号719、ソコウダ2号線です。延長は88.6メートル、幅員は6.0メートルから10.6メートルです。起点は、萩原三丁目4106番1地先、終点は4107番9地先です。

次に5番、路線番号720、ソコウダ3号線です。延長は45.0メートル、幅員は6.0メートルから10.0メートルです。起点は、萩原三丁目4107番17地先、終点は4107番19地先でございます。

次に6番、路線番号721、第7号線です。延長は142.3メートル、幅員は5.0メートルから12.5メートルです。起点は、呉地一丁目1278番12地先、終点は1264番12地先です。

次に7番、路線番号722、道垣内4号線です。延長は67.0メートル、幅員は6.0メートルから11.0メートルです。起点は城之堀一丁目7454番20地先、終点は7454番17地先です。

最後に8番、路線番号723、二反田前地2号線です。延長は43.7メートル、幅員は6.0メートルから14.0メートルです。起点は萩原六丁目6165番17地先、終点は6165番16地先でございます。

説明は、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第17号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については原案のとおり可決されました。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第9、議案第18号、町道の路線変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第18号、町道の路線変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線変更につきましては、既存の町道について、終点の変更を道路法の規定に基づき行うものでございます。

詳細につきましては、建設部技術次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部技術次長（桑垣） 議案第18号、町道の路線変更の詳細につきまして、お手元の資料71ページから75ページまでの、資料19により御説明申し上げます。

場所につきましては、71ページに変更路線一覧表及び位置図を、また、路線の具体的な概要については、73ページに詳細図を、74、75ページに地番図を添付しておりますので、御参照ください。

それでは73ページの詳細図をごらんください。

議案説明の前に資料の訂正がございまして、図面の旗上げの部分に記載しております存置部分の延長375メートルを385メートルに、廃止部分の延長165メートルを155メートルに訂正をお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

それでは、路線番号65、榎ヶ迫線でございます。この路線は大型商業施設の開発により既存の町道が開発敷地内に取り込まれるため、一部廃止を行い、これまでの終点を変更するものでございます。これにより延長はこれまでの540メートルから385メートルに変わります。

また、当該町道を廃止するに当たり、開発区域内の地権者全員から廃止の同意をいただいております。

最後になりますが、起点及び終点の地番につきましては、今回の廃止に伴い、最新の

住居表示で変更し、認定時に起終点の地番が反対になっていたため、あわせて修正いたします。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第18号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第10、議案第19号、熊野町指定金融機関の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第19号、熊野町指定金融機関の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本町の指定金融機関は、広島県信用組合と安芸農業協同組合の2つの金融機関による、2年ごとの交代制となっております。

今回、令和2年度及び令和3年度の2年間、広島県信用組合を指定させていただくよう求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第19号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第11、議案第20号、熊野町副町長の選任の同意についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第20号、熊野町副町長の選任の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成28年3月に、選任しました内田副町長の任期が今月末で終了となります。内田氏は、この4年間、副町長として、町行政のかじ取り役の一翼を担い、私をよく補佐してくれましたが、3月末をもって退職することとなりましたので、4月から新たな副町長を選任したいと考えております。

今回、同意を求めさせていただきます岩田秀次氏は、お手元にお配りしている履歴書にございますとおり、現在、熊野町公民館の館長として勤務しておりますが、これまで、総務部長等の要職を務めるなど、町行政における幅広い経験と豊かな知識を備えている人材でございます。

これからますます厳しくなります本町の行財政環境の中で、私を補佐し、町職員を束ねていくにふさわしいと考え、選任同意を求めるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第20号について採決します。

本案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

（休憩 10時13分）

（再開 10時13分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第12、議案第21号、熊野町監査委員の選任の同意についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第21号、熊野町監査委員の選任の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

現在、監査委員に就任いただいております、椎木委員が令和2年3月31日付で退職されることに伴い、新たに委員を選任することについて、議会の同意を求めるところでございます。

今回、選任の同意を求めます内田充氏は、現在、本町の副町長を務めております。また、お手元にお配りしている履歴書にございますとおり本町の職員として長年の経験から、財務管理、事業の経営管理など行政運営に関しての識見を有しております。このことから、このたび熊野町監査委員として選任の同意を求めるところでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第21号について採決します。

本案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

（休憩 10時15分）

（再開 10時16分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第13、議案第22号、令和元年度熊野町一般会計補正予算（第5号）
についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第22号、令和元年度熊野町一般会計補正予算（第5号）案につき  
ましては、既定の歳入歳出算総額に、それぞれ5億3,062万3,000円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を108億81万3,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の補正について、第3条で地方債の補正について、お願い  
するものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 内田副町長。

〇副町長（内田） 令和元年度熊野町一般会計補正予算（第5号）案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

補正予算書14ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては、款ごとに主な増減を御説明いたします。

第1款・町税につきましては、3,259万1,000円の増額でございます。

この主な要因は、第1項・町民税では、個人町民税が、不動産及び株式等の譲渡所得の増に伴い719万8,000円の増額、法人町民税では、法人の所得に応じ、課税される法人税割額の減額により295万9,000円の減額となり、個人・法人合わせて423万9,000円の増額でございます。

第2項・固定資産税では、償却資産の増額により2,071万円の増額。第3項・軽自動車税では、平成27年度以降に新規取得された新税率の適用を受ける車両が増加したことにより104万5,000円の増額。第4項・町たばこ税では、加熱式たばこの税率が改正されたことにより659万7,000円の増額でございます。

16ページ、第3款・利子割交付金から18ページ第8款・環境性能割交付金までにつきましては、県からの配分見込額に応じて補正を行うものでございます。

続きまして、第10款・地方交付税では、特別交付税において、災害関連事業に係る交付が前年度と比較して減少する見込みとなったため、8,000万円の減額でございます。

第12款・分担金及び負担金は、農林業施設災害復旧事業に伴う地元負担金508万5,000円を減額するなど、全体で304万1,000円の減額でございます。

20ページをお開きください。

第13款・使用料及び手数料につきましては、住宅使用料など、収入見込みに基づく整理を行い、全体で196万7,000円の増額でございます。

続きまして、第14款・国庫支出金につきましては、1億698万8,000円の増額でございます。この主な要因は、第1項・国庫負担金では、保育所運営事業の歳出予算減額に伴う児童福祉費負担金1,742万8,000円の減額。

ページをめくっていただき、22ページをお願いいたします。

公共土木施設災害復旧負担金において、災害復旧事業費の精査に伴う1億8,212万3,000円の減額など、全体で2億55万4,000円の減額。

第2項・国庫補助金では、24ページの農林水産業災害復旧費補助金において、国庫負担金と同様に災害復旧事業費の精査に伴い1億7,527万円の減額を計上しておりますが、国の補正予算第1号で措置された、東部地域防災センター建設や避難路整備などに係る社会資本整備総合交付金が3億23万9,000円、小中学校トイレ改修及び小中学校情報通信ネットワーク環境整備に係る学校教育費補助金1億8,365万円の増額を計上しており、全体で3億754万2,000円の増額でございます。

次に、第15款・県支出金につきましては、3,872万5,000円の減額でございます。

この主な要因は、第1項・県負担金では、保育所運営事業の歳出予算減額に伴う児童福祉費負担金2,119万9,000円の減額など、全体で2,654万5,000円の減額。

26ページをお開きください。

第2項・県補助金では、災害関連事業における小規模崩壊地復旧事業補助金643万4,000円の減額などにより、全体で1,123万8,000円の減額でございます。

28ページをお開きください。

第16款・財産収入は、里道の売払いによる土地売払収入など、73万8,000円の増額でございます。

第17款・寄附金につきましては、現在までの寄附実績から算出し、一般寄附金と災害復旧・復興支援寄附金合わせて2,022万円の増額でございます。

30ページをごらんください。

第18款・繰入金につきましては、1,608万9,000円の増額でございます。

この主な要因は、財政調整基金繰入金を2,858万5,000円を増額したことによるものでございます。そのほか、事業費の減に伴い、公共施設等整備基金繰入金940万円、筆の里づくり基金繰入金294万6,000円などをそれぞれ減額しております。

第20款・諸収入につきましては、1,383万円の減額でございます。

この主な要因は、第1項・延滞金・加算金及び過料において、固定資産税などに係る

延滞金 4 3 0 万円の増額。

3 0 ページから 3 4 ページまでの第 5 項になります。雑入において、臨時職員等社会保険料納付金 4 7 5 万 8, 0 0 0 円の減、小・中学校における給食の喫食実績による学校給食保護者負担金 9 3 1 万 7, 0 0 0 円の減など、全体で 1, 8 0 1 万円の減額でございます。

3 4 ページ中段から 3 6 ページまでの第 2 1 款・町債につきましては、5 億 1, 3 1 0 万円の増額でございます。

主な内訳としまして、第 4 目・消防債では、国の補正予算第 1 号で措置されました、東部地域防災センター、防災空地及び避難路に係る財源として、公共事業等債 3 億 1, 8 8 0 万円を増額したものでございます。

第 5 目・教育債につきましても、国の補正予算により措置されました、小・中学校トイレ改修及び小・中学校校内通信ネットワーク整備に係る財源として、学校教育施設等整備事業債 1 億 6, 2 7 0 万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 1 億 9, 2 2 0 万円を計上するなど、全体で 3 億 5, 6 6 0 万円の増額でございます。

3 6 ページをお願いいたします。

第 6 目・災害復旧債では、事業の執行状況により精査を行い、公共土木施設等災害復旧事業債 1 億 1, 2 0 0 万円の減額など全体で 1 億 2, 1 8 0 万円の減額でございます。そのほか、事業費の見込みに伴い各事業債の調整を行っております。

なお、これに伴い、6 ページから 9 ページの第 3 表・地方債補正において、地方債限度額を補正するものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明いたします。

3 8 ページをお開きください。

歳出につきましては、主に国の補正予算に伴う事業の計上、執行残の減額などの予算整理でございます。説明に当たりましては、目ごとの主な増減については、事業別に御説明いたします。

第 1 款・議会費の第 1 項・議会費では、議会事務一般において、旅費など、4 2 5 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。

第 2 款・総務費、第 1 項・総務管理費、第 1 目・一般管理費では、人事管理事業において、臨時職員雇用関連経費など、3 6 2 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。

4 2 ページをお願いいたします。4 2 ページ、下段になります。



第2項・企画費、第1目・企画総務費では、行政情報化事業において、情報化支援業務など342万円の減額でございます。

52ページをごらんいただきたいと思います。

第3款・民生費の第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費では、福祉団体助成事業において、熊野町社会福祉協議会補助金200万円の減額、プレミアム付商品券事業において、事業の執行状況を踏まえ、委託料や臨時職員雇用関連経費など409万5,000円の減額でございます。

54ページをお開きください。

第3目・障害者福祉費の障害者総合支援事業において、児童通所給付の利用者増などによる扶助費の増及び、過年度の国及び県の補助金等の精算による返還金の増などにより、3,185万7,000円の増額でございます。

続きまして、56ページの第6目・国民健康保険費の熊野町国民健康保険事業において、国民健康保険特別会計の保険給付費の減に伴う繰出金の減などにより、1,072万6,000円の減額。

第7目・福祉医療費の福祉医療費公費負担事業において、乳幼児医療費の執行見込みなどにより、365万円の減額。

第8目・介護保険費の介護保険一般事業において、介護保険特別会計繰出金の減などにより、691万3,000円の減額でございます。

次に、58ページをお願いいたします。

第2項・生活保護費、第2目・扶助費では、生活保護費支給事業において、医療扶助、生活扶助の見込み減により、2,082万7,000円の減額でございます。

60ページをお願いいたします。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費では、母子家庭等自立支援事業において、母子家庭自立支援給付費の執行見込により265万円の減額、くまの・こども夢プラザ管理運営事業において、臨時職員雇用関連経費など554万円の減額でございます。

62ページの中段になります。第2目・児童措置費は、児童手当支給事業において、対象者減の見込みにより、925万円の減額でございます。

第3目・保育所費では、保育所運営事業において、実績による保育所委託料及び、私立幼稚園に係る施設型給付費の減により、5,480万円の減額。

第4目・児童福祉施設費では、放課後児童健全育成事業において、児童クラブ支援員等報酬の減により、630万9,000円の減額でございます。

66ページをお開きください。

第4款・衛生費の第1項・保健衛生費では、第2目・予防費の感染症対策事業において、予防接種等受診者数の見込み減などにより511万6,000円の減額、生活習慣病予防対策事業においても同様に、健診受診者数の見込み減などにより936万3,000円の減額でございます。

ページをめくっていただきまして、第4目・環境衛生費の環境衛生事業において、浄化槽設置整備補助金などの執行見込により512万3,000円の減額でございます。

続きまして、68ページから70ページまでの第2項・清掃費、第2目・塵芥処理費につきましては、廃棄物中間処理・最終処分事業において、入札執行の結果生じた委託料の不用額及び、安芸地区衛生施設管理組合に対する安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金の減額などにより3,069万5,000円の減額でございます。

72ページ下段、第5款・農林水産業費、第2項・林業費、第1目・林業振興費では、次のページとなりますが、小規模崩壊地復旧事業において、県支出金の割り当てが得られなかった工事請負費などの減により、1,172万7,000円の減額でございます。

76ページをお願いいたします。

第7款・土木費の第2項・道路橋梁費、第2目・道路維持費については、道路維持管理事業において、舗装及び道路附属物長寿命化事業の執行見込額の減などにより1,272万5,000円の減額でございます。

続きまして、78ページをお開きください。

第3目・道路新設改良費では、各事業において、国の交付金の割り当てに伴い施工範囲が確定したことなどにより、目全体で478万8,000円の減額でございます。

このうち、町道局部改良事業、町道深原公園線（鞆ノ河内工区）新設事業及び町道呉萩線（呉地・萩原工区）改良事業につきましては、翌年度において執行する予定でございます。

82ページをお願いいたします。

第4項・都市計画費、第3目・公共下水道費では、公共下水道事業特別会計の執行残により、繰出金2,213万3,000円の減額でございます。

続きまして、下段の第5項・住宅費、第2目・豪雨災害対応費では、応急仮設住宅事業において、執行見込額の減により1,100万円の減額でございます。

84ページをお願いいたします。

第8款・消防費の第1項・消防費、第1目・常備消防費では、常備消防運営事務事業において、広島市消防事務委託料の減により1,845万3,000円の減額でございます。

続きまして、第4目・水防費では、災害予防及び応急対策事業において、国の補正予算で措置された社会資本整備総合交付金を活用し、東部地域の新たな防災拠点施設として東部地域防災センターの整備及び大原ハイツ内に犠牲者の追悼の場及び後世への伝承の場として防災空地を整備します。

東部地域防災センターにつきましては、建築工事及び工事監理業務など5億3,521万3,000円を、防災空地につきましては、実施設計業務及び用地購入費4,000万円を計上し、事業全体で5億7,290万4,000円の増額でございます。

本事業につきましては、当初予算で計上している事業費を含め、6億3,500万円を翌年度に繰り越して執行する予定としております。

次に86ページをお願いします。

避難路整備事業においても、国の補正予算で措置された国庫補助金を活用し、避難所まで安全に避難できる道路を整備するものとして、工事請負費や公有財産購入費を計上しており、事業全体で2,146万5,000円の増額でございます。

本事業につきましても、4,924万2,000円を翌年度に繰り越し、町道大原ハイツ1号線、町道三村岡隠田線を整備する予定としております。

次に88ページをお願いします。

第9款・教育費、第2項・小学校費、第1目・学校管理費の小学校一般管理事業につきましては、臨時職員雇用関連経費の減などにより、503万6,000円の減額でございます。

90ページをごらんください。

小学校大規模改造事業につきましては、国の補正予算などで措置された補助金を活用し、子どもたちの健康面・衛生面を考慮し、安心して学校生活を送るための快適な環境整備に向け、トイレ改修3億1,700万円、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末による学習環境の実現に向け、校内通信ネットワーク整備9,830万円を計上

し、事業全体で4億981万円を計上しております。本事業につきましても、4億1,530万円を翌年度に繰り越して執行する予定としております。

続きまして、92ページをお願いします。

第2目・教育振興費につきましては、各小学校の支出見込額により、要保護及び準要保護児童援助費などを減額し、目全体で546万1,000円の減額でございます。

次に、第3項・中学校費につきましては、先ほどの小学校費と同じ項目を主に計上しております。

中学校一般管理事業につきましては、臨時職員雇用関連経費など285万4,000円の減額になります。

94ページをお開きください。

中学校大規模改造事業につきましては、トイレ改修8,900万円、校内通信ネットワーク整備5,290万円を計上し、事業全体で1億3,757万円を計上しております。本事業につきましても、1億4,190万円を翌年度に繰り越して執行する予定としております。

第2目・教育振興費につきましては、各中学校の支出見込額により、要保護及び準要保護児童援助費などを減額し、目全体で348万7,000円の減額でございます。

続きまして、98ページをお願いいたします。

第4項・第1目・学校給食費の学校給食事業において、小中学校給食の実績により、1,247万7,000円の減額でございます。

第5項・第1目・幼稚園費の幼稚園就園奨励等事業において、幼稚園就園奨励補助金の執行見込額により整理を行い、450万円の減額でございます。

続きまして、第6項・社会教育費、第3目・公民館費につきまして、100ページをお開きください。

公民館一般事務において、旧中公民館解体工事の未実施などにより、2,947万2,000円の減額でございます。

102ページをお開きください。

第10款・災害復旧費の第1項・農林水産施設災害復旧費、第2目・過年度耕地災害復旧費では、農地及び農業用施設災害復旧事業において、今年度の執行見込額に基づき、工事請負費など、1億1,985万円の減額でございます。

また、事業費のうち3,550万円を翌年度に繰り越して執行する予定としておりま

す。

第3目・過年度林道災害復旧費では、林道災害復旧事業において、工事請負費など500万円の減額を計上し、事業費のうち500万円を翌年度に繰り越して執行する予定としております。

104ページをお願いします。

第2項・土木施設災害復旧費、第2目・過年度都市施設災害復旧費につきましても、公共土木施設災害復旧事業において、今年度の執行見込額に基づき、工事請負費など、1億8,338万9,000円の減額でございます。また、事業費のうち1億3,704万円を翌年度に繰り越して執行する予定としております。

106ページをお開きください。

第11款・第1項・公債費、第1目・元金及び第2目・利子につきましては、平成30年度債の借入額及び利子が確定し、元金においては、131万1,000円の増額、利子においては一時借入金分と合わせて387万5,000円の減額でございます。

第12款・諸支出金の第1項・第1目・基金費では、筆の里づくり基金積立金など5,056万1,000円の増額でございます。

主な内容は、ふるさと納税及び災害復旧復興支援金として寄附を受けたものにつきまして、基金へ積み立てるものでございます。

以上が、歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

大分前に飛んでいただきますが、6ページまでお戻りいただきたいと思っております。

6ページの第2表・繰越明許費補正では、国の補正予算によるもの及び、年度内の執行が困難になった経費を翌年度に繰り越して使用するために、合計で15億4,581万2,000円を計上しております。

続きまして、下段の第3表・地方債補正、「1 追加」につきましては、国の補正予算で措置された小・中学校のトイレ改修及び校内通信ネットワーク整備に要する地方債として、学校教育施設等整備事業債を1億6,270万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を1億9,220万円を追加するものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

「2 変更」につきまして、御説明いたします。

防災対策事業債につきましては、小規模崩壊地復旧事業に要する限度額を450万円から130万円に、公共事業等債等、道路事業につきましては、町道深原公園線（鞆

ノ河内工区) 新設事業など、道路事業に対する国庫補助金の決定に伴う調整として、4,210万円から4,040万円に。

公共事業等債(市街地整備事業)につきましては、災害予防及び応急対策事業のうち、東部地域防災センター分などの増により、5,580万円から3億4,760万円に。公共施設等適正管理推進事業債につきましては、道路舗装や道路照明などの長寿命化を行うこととしておりましたが、災害復旧事業を優先し、令和元年度の実施見込額が減少したため、900万円から40万円に。

緊急防災・減災事業債につきましては、小中学校大規模改造事業分を3,500万円から3,670万円に。災害復旧事業債につきましては、道路、河川などの公共土木施設等災害復旧事業を2億1,040万円から9,840万円に。

農地、農業用施設などの農地等災害復旧事業を1,420万円から660万円に。多目的グラウンドの公立社会教育施設災害復旧事業を360万円から320万円に変更するものでございます。

公共土木施設及び農地等の減額につきましては、令和元年度に発注ができず、令和2年度予算で改めて計上した事業に対する地方債を減額するものでございます。

「3 廃止」につきましては、災害復旧事業債のうち、林道などの林業施設災害復旧事業が、起債対象事業未実施のため廃止するものでございます。

令和元年度熊野町一般会計補正予算(第5号)案についての説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番(荒瀧) せんだって一般質問を申しました財政難だということで、頭が悪いものでようわからんのですが、どういう数字をもってこれ財政難と呼んでいけるのでしょうか。また、今でなくていいんですが、予算委員会等で教えていただければ。これは結局、今年度の最終・・・の予算書ということだろうと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) ほかにありませんか。

光本議員。

〇3番（光本） 33ページです。諸収入の29番、学校給食保護者負担金、マイナス931万7,000円ということですが、現年分と滞納分の収納率を教えてください。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 現年分については、まだ年度途中ということで、はっきりした数字は出ておりませんが、大体80%です。そして、滞納繰越分につきましては、現段階で91.4%となっております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 光本議員。

〇3番（光本） 現年分、見込みで80%ということですが、受益者負担になりますので、しっかりと徴収を努めていただくようにお願いします。

〇議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

沖田議員。

〇8番（沖田） 繰越明許費なんですが、町道局部改良事業、町道深原公園線、町道呉萩線、これは今年度中に工事が完了すると伺っておりましたが、事業が困難になったということなんですが、その理由をお伺いいたします。

〇議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

〇建設部次長（堂森） 工事発注はしたんですが、災害が優先して行政が少ない中で、優先したということもございます。実際になかなか着手がおくれたり、資器材が調達が困難になったという点もございまして、繰り越すこととなりました。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○建設部次長（堂森） それに加えて、呉萩線につきましては、地元調整で補償の関係がございましたので、その辺でちょっと若干おくれたというのがございます。
以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○12番（荒瀧） 補足でございますが、30年の災害で支出したお金、あの規模の災害でどのぐらいの費用がかかったか、これもあわせてお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（大瀬戸） 荒瀧議員、もう一度お願いします。質問の趣旨を。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○12番（荒瀧） 平成30年度の災害では、例えば、社協などお金がどんどん出ています。人件費で。農林土木、土砂の撤去、トータルに幾らかかったか。あの規模の災害で幾らかかるか。これがあたりとしてほしいです。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○総務部長（崇條） 平成30年度の決算ベースで申し上げますと、平成30年7月豪雨災害に関する経費は11億4,606万1,000円となっております。
以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（大瀬戸） ほかにございますか。
諏訪本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○7番（諏訪本） 繰越明許費で載っているんだと思うんですけども、町民グラウンドの整備ですよ。当初は昨年の秋には4月から使えるという話がありましたが、その後、どのようになったのか、お聞かせ願いたいと思います。

〇議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

〇建設部技術次長（桑垣） お答えします。当初の予定では、10月末までに町民グラウンドにあった災害土砂、岩、流木と廃棄物を処理して、その後、グラウンドを改修するということが3月末の完成を目指していましたが、災害土砂等の撤去においてダンプの確保等が困難な状況になりまして、実際、10月予定が12月末、また1月頭までかかったということとなっております。

今、改修の工事を発注して、工事施工中でございますが、2カ月撤去がおくれたことと、あと予定よりもグラウンドの状態が災害で汚染されていて悪い状態ということで、工法変更等もしております。今の予定では5月末までかかるような予定となっております。でもできる限り、適正な施工監理、業者調整をしながら早目にグラウンドを開放できるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

〇7番（諏訪本） 工法の関係は来年度の予算に関連するのだと思いますが、現段階でわかれば教えていただきたいと思っております。

〇議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

〇建設部技術次長（桑垣） グラウンドの改修、工法ということでございます。今回、災害が起きる前はグラウンドの水はけが悪いということで、グラウンドの下に管渠等を入れて水はけをよくする工事をする予定でございました。しかしながら、今回、昨年度の7月豪雨災害によって仮置き場が災害復興では重要ということで、再度またこのような大雨が降った場合に、仮置き場として町民グラウンドを使うこともあるということで、そこに土砂等をまた置けば、排水施設等が壊れることも考えられますので、今回、改修としては今、災害土砂等で汚れた土砂をきれいな土に入れかえて、勾配をつけて、グラウンドの周りの水路に流すような工法等を変えております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

〇7番（諏訪本） 以前も申し上げましたが、グラウンドにつきましては、動くものがございますから、ある程度、利用者、使用者が整備したりしながらやれるような方法も考えていてもらいたいと思います。そういう面ではグラウンドの隅っこのほうに真砂土とかも置いておくということも必要なのではないかと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） 児童手当支給事業925万円の減額、生活保護費支給事業2,082万7,000円の減額、これは対象者の減ということですが、理由をお伺いいたします。

〇議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

〇子育て・健康推進課長（佛圓） 児童手当の減ということですが、対象児童数が年々減ってきております。5年ぐらいずっと右肩下がりで下がってきておるということで、今年度についても児童が少なかったということになっております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

〇民生部次長（西岡） 生活保護費支給事業2,082万7,000円の減額でございます。このうち大きいものが医療扶助、1,090万8,000円、生活扶助710万1,000円でございます。生活扶助につきまして、世帯数の減というものもございます。2月現在124世帯176人で、30年末が129世帯182人ということでございました。そういうことで生活扶助の減が発生しております。

また、例年医療扶助につきましては、最後減額させていただくということもあるので

すが、病気とか手術、入院によってかなり額が変わってくるということがありますので、多い目の予算取りをさせていただいているということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 生活保護世帯の方が減少されたというのは就業されたということですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） 就労世帯もいらっしゃるのですが、高齢の方もいらっしゃって死亡ということでの減も多うございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかに質問はありませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 62ページ、3款・3項・4目・児童福祉施設費でございますが、3月の2日から春休みまでの期間、小学校全校休校になっているのですが、それに伴って利用者の数というものがふえているのではないかというふうに思うのと、支援員の勤務時間というものがふえておるのではないかと思うのですが、600万円もマイナス補正をかけて大丈夫なのかお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） このたびの休業に伴う児童クラブの開所ということで、それが決まったのが2月28日で3月2日から開所をさせていただいております。今回、補正はさせていただいておりますが、急遽であったということで予備費を充当させていただいて対応させていただこうと考えております。

あと開所するに当たって、支援員等の配置、今の現状の支援員さんは主にシフトを変

えるなどして対応させていただいております。足りない部分については、新規に雇用しまして、増員をかけて対応に当たっているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 先ほどの災害の総計11億4,600万円、これは激甚災害の指定でございましたので、どの程度、補助を国からいただいたか。基金残高は19億円残高があるという御説明だったように思うのですが、これは当然、やりくりしながらやられたと思うのですが、結局最終的に実質的に町が幾ら負担したか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木財務課長。

~~~~~○~~~~~

○財務課長（桐木） 11億円ほどの決算額のうち一般財源は2億8,448万6,000円でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第22号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（休憩 11時03分）

（再開 11時20分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第14、議案第23号、令和元年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第23号、令和元年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ2,467万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億8,536万6,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、国民健康保険税1,262万3,000円、繰入金1,072万6,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費2,485万2,000円、保健事業費161万9,000円の減額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第23号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第15、議案第24号、令和元年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第24号、令和元年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ4,090万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億5,294万9,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、繰入金2,213万3,000円、町債2,000万円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、総務費2,540万7,000円、事業費1,513万5,000円の減額などでございます。

また、第2条の地方債の補正では、下水道事業の限度額を1億6,370万円から1億4,370万円に変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第24号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第16、議案第25号、令和元年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第25号、令和元年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ636万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億5,936万3,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料426万4,000円、繰入金202万4,000円の増額などがございます。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金636万8,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第25号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第17、議案第26号、令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第26号、令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきまして、御説明を申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1,412万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億5,140万円とするものでございます。

歳入の主な内容は、支払基金交付金829万9,000円、繰入金718万5,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費2,531万8,000円、地域支援事業費571万1,000円の減額、基金積立金1,891万円の増額などでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を780万6,000円とするものでございます。

歳入の内容は、繰入金68万2,000円の増額、サービス収入28万2,000円の減額でございます。

歳出の内容は、事業費40万円を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第26号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第18、議案第27号、令和元年度熊野町上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（三村） 議案第27号、令和元年度熊野町上水道事業会計補正予算（第3号）案につきましては、収益的収入予定額を1,490万9,000円減額し、総額を5億2,757万円とし、収益的支出予定額を1,869万7,000円減額し、総額を4億7,966万4,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を470万円減額し、総額を2,830万1,000円とし、資本的支出予定額を1,115万1,000円減額し、総額を7,914万1,000円とするものでございます。

収入の主な減額の内容といたしましては、水道料金や県道拡幅工事に係る受託工事収益、及び給水分担金等の減収見込額でございます。

支出の主な減額の内容といたしましては、県道拡幅工事等に係る修繕費の減額や、給配水事業等に係る工事請負費等の執行残額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第27号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については原案のとおり可決されました。

〇議長（大瀬戸） お諮りいたします。

これより、日程第19、議案第28号、令和2年度熊野町一般会計予算についてから、

日程第 2 4、議案第 3 3 号、令和 2 年度熊野町上水道事業会計予算についてまでを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、日程第 1 9、議案第 2 8 号から日程第 2 4、議案第 3 3 号までを一括議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。再開は 1 3 時 3 0 分からとします。

(休憩 1 1 時 3 3 分)

(再開 1 3 時 3 0 分)

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第 1 9、議案第 2 8 号から日程第 2 4、議案第 3 3 号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第 2 8 号から第 3 3 号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

令和 2 年度歳入歳出予算書をごらんください。

まず、議案第 2 8 号、令和 2 年度熊野町一般会計予算(案)ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9 3 億 5,6 0 8 万 1,0 0 0 円とするものでございます。

2 ページからの歳入ですが、主な内容といたしましては、町税 2 3 億 8,8 3 0 万 2,0 0 0 円、地方交付税 2 1 億 8,4 0 0 万円、国庫支出金 1 6 億 2,1 9 1 万 6,0 0 0 円、県支出金 7 億 2 9 5 万 4,0 0 0 円、繰入金 4 億 9,0 2 5 万 4,0 0 0 円、町債 8 億 6,2 8 1 万 5,0 0 0 円などがございます。

次に、5 ページからの歳出ですが、主な内容といたしまして、総務費は、1 0 億 9,3 0 3 万 1,0 0 0 円で、総合計画策定事業として令和 3 年度を初年度とする次期総合計画の策定に要する経費のほか、防災・減災まちづくり会議運営等事業として熊野町防災・減災まちづくり条例の周知に要する経費などとなっております。全体の 1 1.7%を占めております。

民生費は、3 6 億 8,0 4 2 万 5,0 0 0 円で、障害者福祉一般事業として第 6 期障害福祉計画、第 2 期障害児福祉計画の策定に要する経費のほか、保育所運営事業として

町内保育所及び認定こども園への入所、私立幼稚園への施設型給付による乳幼児の健全育成に要する経費などとなっており、39.4%を占めております。

衛生費は、6億5,492万6,000円で、母子保健事業として妊娠から出産子育てにワンストップで対応する“くまの版ネウボラ”構築に要する経費のほか、廃棄物収集運搬事業として一般廃棄物の収集運搬委託による生活環境の保全及び公衆衛生の向上に要する経費などとなっており、7.0%を占めております。

土木費は、9億5,881万4,000円で、都市計画マスタープラン等策定事業として町の総合計画を踏まえた、令和3年度以降のまちづくりの指針策定に係る経費のほか、子育て世代“住むならくまの”応援事業として引き続き子育て世代の住宅取得に対する支援に係る経費などとなっており、10.2%を占めております。

消防費は、6億9,531万円で、災害予防及び応急対策事業として防災行政無線デジタル化移行に要する経費のほか、東部地域防災センター（仮称）建設事業として東部地域の新たな防災拠点施設整備に要する経費や、防災空地整備事業として大原ハイツ内に犠牲者への追悼の場及び後世への伝承の場を整備する経費、避難路整備事業として避難所まで安全に避難できる道路を整備する経費などとなっており、7.4%を占めております。

教育費は、9億4,969万円で、小学校大規模改造事業として地震等により倒壊の危険性がある擁壁の改修に要する経費のほか、小・中学校大規模改造事業、社会体育施設管理事業として学校体育館や町民体育館アリーナ照明のLED化に要する経費などとなっており、10.2%を占めております。

災害復旧費は、3億4,991万7,000円で、豪雨災害で被災した公共土木施設や農業用施設等の災害復旧に要する経費となっており、3.7%を占めております。公債費は、6億1,267万6,000円で、6.6%を占めております。

次に、7ページでは第2表で15件の地方債を定めております。

次に、議案第29号、令和2年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算（案）ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億9,812万3,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、国民健康保険税4億4,175万円、県支出金17億9,091万7,000円、繰入金1億5,675万5,000円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、保険給付費23億4,246万円、保健事業費

3,325万円でございます。

次に、議案第30号、令和2年度熊野町公共下水道事業特別会計予算（案）ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億693万8,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、使用料及び手数料2億6,847万4,000円、国庫支出金1,710万円、繰入金3億3,779万5,000円、町債1億7,940万円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、総務費2億1,941万6,000円、事業費8,484万4,000円、公債費5億167万8,000円でございます。

次に、4ページでは第2表で地方債を定めております。

次に、議案第31号、令和2年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算（案）ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億7,482万1,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち、主な内容は、後期高齢者医療保険料3億5,228万2,000円、繰入金4億2,147万3,000円でございます。

3ページの歳出のうち、主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金7億7,194万3,000円でございます。

次に、議案第32号、令和2年度熊野町介護保険特別会計予算（案）ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億5,256万3,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ819万9,000円とするものでございます。

まず、保険事業勘定についてですが、4ページの歳入のうち、主な内容は、保険料5億2,352万9,000円、支払基金交付金5億6,444万1,000円、国庫支出金4億3,239万9,000円、県支出金3億1,413万5,000円、繰入金3億1,698万4,000円でございます。

5ページの歳出のうち、主な内容は、保険給付費20億4,008万6,000円、地域支援事業費9,163万9,000円でございます。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、8ページの歳入のうち、主な内容は、サービス収入604万9,000円、繰入金176万4,000円でございます。

9ページの歳出の内容は、事業費819万9,000円でございます。

次に、議案第33号、令和2年度熊野町上水道事業会計予算（案）ですが、収益的収入及び支出では、収益的収入予定額を5億3,613万5,000円、収益的支出予定額を5億540万5,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入予定額を1,931万2,000円、資本的支出予定額を6,487万3,000円とするものでございます。

以上が、一般会計及び4つの特別会計並びに上水道事業会計に係る令和2年度当初予算の提案説明でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案されました令和2年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について、並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思いますが、これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、令和2年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について、並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 13時44分）

（再開 13時44分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に沖田議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に沖田議員を指名することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

これより、日程第25、発議第1号、熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番(時光) 発議第1号、熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例案。発議に伴う趣旨説明。

それでは、熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例案を発議した趣旨につきまして、御説明いたします。

本条例案につきましては、令和2年度から町の事務組織機構が改編されることに伴い部名が変更されるため、所要の改正を行うものです。

改正の内容についてですが、「常任委員会の名称、委員の定数及びその所管」の条文の一部を改正するもので、第2条第1号中「民生部」を「住民生活部、健康福祉部」に、同条第3号中「建設部、水道部」を「建設農林部、公営企業部」に改めるものです。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

発議第1号については、議員全員が賛成のため質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより発議第1号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会とします。

(散会 13時48分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員